(1)　アクセス管理者が利用権者に対し識別符号を特定電子計算機に入力することを求める旨の情報を、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）を利用して公衆が閲覧することができる状態に置く行為

(2)　アクセス管理者が利用権者に対し識別符号を特定電子計算機に入力することを求める旨の情報を、電子メールにより利用権者に送信する行為

2　都道府県公安委員会による啓発及び知識の普及

不正アクセス行為からの防御に関する啓発及び知識の普及に努める者に都道府県公安委員会を加えることとした。（第九条関係）

3　アクセス管理者による防御措置を支援する団体に対する援助

国家公安委員会、総務大臣及び経済産業大臣は、アクセス管理者によるアクセス制御機能の高度化等の措置を支援することを目的として組織する団体であって、当該支援を適正かつ効果的に行うことができると認められるものに対し、必要な情報の提供その他の援助を行うよう努めなければならないこととした。（第一〇条関係）

4　不正アクセス行為等に係る罰則の法定刑の引上げ

不正アクセス行為をした者及び相手方に不正アクセス行為の用に供する目的があることの情を知って他人の識別符号を提供した者に係る罰則の法定刑を引き上げることとした。（第一一条及び第一二条関係）

5　その他

その他所要の改正を行うこととした。

6　この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行することとした。

◇沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律（法律第一三号）（内閣府本府）

1　総則

目的規定に沖縄の自主性の尊重を追加することその他所要の規定の整備を行うこととした。（第一条関係）

2　沖縄振興計画等

(一)　内閣総理大臣は、沖縄の振興を図るため、沖縄振興基本方針を策定し、沖縄振興の意義及び方向に関する事項、沖縄振興に関する基本的事項等について定めることとした。（第三条の二関係）

(二)　沖縄県知事は、沖縄振興基本方針に基づき、沖縄振興計画を定めるよう努めることとし、内閣総理大臣は当該計画が沖縄振興基本方針に適合していないと認めるときは、沖縄県知事に対し、これを変更すべきことを求めることができることとした。（第四条関係）

(三)　国は、沖縄県に対し、沖縄振興計画の円滑な実施に関し必要な援助を行うように努めなければならないこととした。（第五条関係）

3　産業の振興のための特別措置

(一)　観光振興地域及び観光の利便性の増進等に係る規定を廃止することとし、沖縄県知事が定める観光地形成促進計画に基づく観光地形成促進地域に係る特例措置等、外国人観光旅客の来訪の促進、環境保全型自然体験活動、観光振興のための免税等に係る規定を設けることその他所要の規定の整備を行うこととした。（第六条～第二七条関係）

(二)　情報通信産業振興計画に係る規定を廃止することとし、情報通信産業振興地域及び情報通信産業特別地区の指定等に係る所要の規定の整備を行うこととした。（第二八条～第三四条関係）

(三)　産業高度化地域に係る規定を廃止することとし、沖縄県知事が定める産業高度化・事業革新促進地域に係る特例措置等に係る規定を設けることその他所要の規定の整備を行うこととした。（第三五条～第四〇条関係）

(四)　自由貿易地域及び特別自由貿易地域制度を廃止することとし、国際物流拠点産業集積地域の指定等に係る所要の規定の整備を行うとともに、税関等の業務を機動的に行う体制の整備等に係る規定を設けることとした。（第四一条～第五二条関係）

(五)　金融業務特別地区に係る所要の規定の整備を行うこととした。（第五六条及び第五八条関係）

(六)　農林水産業振興計画の作成等に係る規定を廃止するとともに、農林水産業の振興のための所要の規定の整備を行うこととした。（第六〇条～第六二条関係）

(七)　電気の安定的かつ適正な供給の確保に係る所要の規定の整備を行うこととした。（第六五条関係）

(八)　中小企業の経営基盤強化の支援に係る規定を廃止することとした。

4　雇用の促進、人材の育成その他の職業の安定のための特別措置

職業安定計画の作成等に係る規定を廃止するとともに、雇用の促進、人材の育成等のための所要の規定の整備を行うこととした。（第七五条～第七七条、第八一条及び第八三条の二関係）

5　文化の振興等

沖縄固有の文化的所産の保存及び活用並びに地域における文化の振興に関する施策の推進を図るための方針の作成に係る規定を廃止するとともに、良好な景観の形成、自然環境の保全及び再生、子育ての支援等、科学技術の振興等に係る規定を設けることとした。（第八四条の二～第八五条関係）

6　沖縄の均衡ある発展のための特別措置

無医地区以外の医療過疎地区における医療の充実、新たな鉄道、軌道その他の公共交通機関の整備の在り方についての調査及び検討、情報の流通の円滑化及び通信体系の充実に係る規定を設けることとした。（第八九条第八項、第九一条第二項、第九二条の二関係）

7　駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置

駐留軍用地跡地の利用に関する基本原則等、大規模跡地の指定等及び大規模跡地給付金の支給等に係る規定を廃止することとし、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置については、沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法の定めるところによることとした。（第九五条関係）

8　沖縄振興の基盤の整備のための特別措置

(一)　沖縄県知事は、沖縄振興計画に基づく事業等のうち、沖縄県が自主的な選択に基づいて実施する沖縄の振興に資するものを実施するため沖縄振興交付金事業計画を作成することができることとし、国は、沖縄県に対し、当該事業計画に基づく事業等の実施に要する経費に充てるため、予算の範囲内で、交付金を交付することができることとした。（第一〇五条の二及び第一〇五条の三関係）

(二)　沖縄県は、沖縄振興交付金事業計画に規定する事業等（沖縄の振興の基盤となる施設の整備に関するものを除く。）に充てる経費の全部又は一部を支弁するため、地方自治法第二四一条の基金を設けることができることとし、国は、特定の場合には、予算の範囲内で、当該基金の財源に充てるために必要な資金として交付金を交付することができることとした。（第一〇五条の四関係）

9　不発弾等に関する施策の充実に係る規定を設けることとした。（附則第五条の二関係）

10　この法律は、一部の規定を除き、平成二四年四月一日から施行することとした。

◇沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律（法律第一四号）（内閣府本府）

1　題名を「沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法」に改めることとした。

2　この法律は、駐留軍用地及び駐留軍用地跡地が広範かつ大規模に存在する沖縄県の特殊事情に鑑み、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別の措置を講じ、もって沖縄県の自立的な発展及び潤いのある豊かな生活環境の創造を図ることを目的とすることとした。（第一条関係）

3　(一)　駐留軍用地跡地は、戦後長期間にわたって駐留軍によって使用された後にようやく返還される沖縄県の貴重な土地資源であることに鑑み、二一世紀における沖縄県の自然、経済、社会等に係る新たな展望の下に、沖縄県の自立的な発展及び潤いのある豊かな生活環境の創造のための基盤として、その有効かつ適切な利用が推進されなければならないこととした。